

様式第1号（物品用）

埼玉県物品調達等一般競争入札公告

物品調達等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年9月24日

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 調達内容

（1）調達案件名称及び数量

小型電子黒板（ICT教育推進課） 29セット

（2）調達案件の仕様

別添仕様書による。

（3）納入期限

令和9年1月29日（金）

（4）納入場所

県指定場所

（5）入札方法

本件入札は、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

落札決定に当たっては、電子入札システムに記録された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（単価契約の場合は、見積もった契約希望単価に執行予定数量を乗じて得た額）の110分の100に相当する金額（整数）を電子入札システムに記録すること。

2 参加資格

（1）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）本入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、物品の販売に係る入札に参加できる資格のA等級又はB等級で登載された者であること。

（3）所在地要件が管轄内又は準管轄内であり、企業規模要件が中小企業を満たす者であること。

なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）により、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月7日(水) 午前 10 時

(2) 提出方法

確認申請書に一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号（物品用））を添付し、電子入札システムにより提出する。

(3) 受付通知及び結果通知

ア 入札課長は、確認申請書を受理した時は、電子入札システムにより、確認申請書受付票を発行する。

イ 入札課長は、電子入札システムにより、入札参加資格の有無について審査し、令和8年10月8日(木) 午後 4 時 までに、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を発行する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

4 仕様書等に関する質問、回答及びその他周知事項

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり、発注機関の長宛て電子メール又はファクシミリ等により、質問票（様式第3号）を提出すること。

ア 受付期間

令和8年9月24日(木) 午前 10 時 から令和8年9月29日(火) 午前 10 時 まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「県の休日」という。）及び平日の午後5時から午前9時までを除く。）

イ 受付場所

ICT教育推進課 ICT教育指導担当 松尾・江原

電 話 048-830-7557

FAX 048-830-4954

E-mail a6640-02@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、次のとおり、掲示して行う。

ア 回答日時

令和8年10月2日(金) 午後 5 時

イ 掲示場所

情報公開システムの本案件の発注図書ファイル

(3) その他周知事項

入札参加資格者（予定者を含む。以下同じ。）は、質問の提出の有無にかかわらず、情報公開システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

なお、質問に対する回答内容は、全ての入札参加資格者に適用する。

また、入札参加資格者から質問がない場合でも前記（２）「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加資格者へ情報公開システムにお知らせを掲示することがある。

5 提案品の受付及び採否結果通知

- (1) 参加資格が「あり」の確認通知書を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が、仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、当該物品による入札を希望する場合は、４の質問に対する回答期限後、次のとおり、提案品協議書（様式第４号）にカタログ等を添付して電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送等により、提出すること。

ア 受付期間

令和８年１０月８日(木) 午後４時 から令和８年１０月１４日(水) 午前１０時 まで
(県の休日及び平日の午後５時から午前９時までを除く。)

イ 受付場所

ICT教育推進課 ICT教育指導担当 松尾・江原
電 話 ０４８－８３０－７５５７
FAX ０４８－８３０－４９５４
E-mail a6640-02@pref.saitama.lg.jp

- (2) 提案品の採否結果通知は、次のとおり掲示して行う。

ア 採否結果通知日時

令和８年１０月１９日(月) 午後５時

イ 掲示場所

情報公開システムの本案件の発注図書ファイル

6 入札金額等の電子入札システムへの記録方法及び開札場所等

入札参加資格者は、前記４（２）の「質問に対する回答」、（３）の「その他周知事項」及び前記５（２）の「提案品の採否結果通知」を必ず確認し、次のとおり、入札金額等を電子入札システムにより記録すること。

- (1) 入札金額等の電子入札システムへの記録期間

令和８年１０月１９日(月) 午後５時 から令和８年１０月２２日(木) 午前１０時 まで

- (2) 開札場所及び日時

ア 場所

埼玉県総務部入札課 総務・物品調達担当

イ 日時

令和８年１０月２２日(木) 午前１０時１０分 から

- (3) 入札参加資格者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより必ず「辞退」を提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」）という。）第93条第2項の規定に該当し、県が認めた場合は、免除する。

(2) 入札保証金の納付については、確認通知書と併せて通知する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 首標金額を訂正したもの
 - イ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - ウ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - エ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 落札者の決定等

(1) 落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。

再度入札は1回とし、次のとおり入札金額等を電子入札システムにより記録すること。辞退する場合は、必ず電子入札システムを用いて「辞退」の入力を行うこと。

ア 再度入札金額等の電子入札システムへの記録期間

令和8年10月22日(木) 午後1時から令和8年10月23日(金) 午前10時まで

イ 再度開札場所及び日時

場所

埼玉県総務部入札課 総務・物品調達担当

日時

令和8年10月23日(金) 午前10時30分

10 契約保証金

財務規則第81条の規定による。

1 1 その他

電子入札システムの障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる。

なお、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、電子メール、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により、必要な事項を連絡する。

また、この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。